

平成27年基準 公共建築工事積算基準の解説〔設備工事編〕(第1版第1刷用) 正誤表について

標題図書の内容に以下の正誤がございました。
謹んでお詫び申し上げますとともに訂正させていただきます。

頁	該当箇所	誤	正										
33	表 I 2-11中、上から12行目	(1) エレベーター設備	(1) 本館1号機										
56	下の枠内「積算基準等資料」の1行目	3 共通仮設費に含まれない内容	3 共通仮設費率に含まれない内容										
117	本文 上から12行目	～係わる職種区分は、表Ⅳ1-3のとおりとする。	係わる職種区分は、表Ⅳ1-2のとおりとする。										
122	本文 下から10行目	～「公共研参考歩掛り」(本書「Ⅴ参考資料」参照)を～	～「公共研参考歩掛り」(本書「Ⅵ及びⅧの参考資料」参照)を～										
130	本文 下から1行目	「その他」の率は、表3-1-2電気設備工事、表3-1-3機械設備工事の～	「その他」の率は、表3-1-1建築工事、表3-1-2電気設備工事、表3-1-3機械設備工事の～										
140	本文 上から3行目	5) 金属製可とう電線管の雑材料～	4) 金属製可とう電線管の雑材料～										
〃	本文 上から7行目	6) 金属製可とう電線管の複合単価は～	5) 金属製可とう電線管の複合単価は～										
155	本文 下から7行目	2) 補正市場単価の算定	2) 補正市場単価の補正										
157	本文 上から8行目	～なお、地中の配管工事は適用しない。	～なお、地中の配管工事には適用しない。										
229	表1-5-2	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">補正率 (表1-5-2)</td> </tr> </table>	補正率 (表1-5-2)	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">補正率 (表1-5-1)</td> </tr> </table>	補正率 (表1-5-1)								
補正率 (表1-5-2)													
補正率 (表1-5-1)													
288	枠を除き、本文 上から3行目	1) 受変電設備の～搬入費を別途計上する。	1) 受変電設備の～搬入費を別途計上する。 なお、搬入費は、本編「第1章 第1節 5 機器搬入」による。										
312	表2-7-5の表下「算出条件」1行目	～単価の作成例は、本書「Ⅶ第1章第1節7 土工事 表1-1-99～表1-1-102」による。	～単価の作成例は、本書「Ⅶ第1章第1節7 土工事 表1-1-65～表1-1-68」による。										
357	本文 上から6行目	～P型2級受信設置地施設では～	～P型2級受信機設置施設では～										
374	本文 上から1行目	5) 撤去工事の内容によっては、～	5) 主要機器の取り外し、再取り付けなど撤去工事の内容によっては、～										
389	本文 [1] 一般事項の枠内	(1) 本節～公共建築工事は標準仕様書による。	(1) 本節～公共建築工事標準仕様書による。										
408	枠を除き、本文 上から1行目	1) 2 P (2 対) LAN 用 ケーブル (EM-UTF, UTP)	1) 2 P (2 対) LAN 用 ケーブル (EM-UTP, UTP)										
456	「図1-1-16 放熱器廻りの配管」の上	図1-1-16 放熱器廻りの配管	D, D'はそれぞれ d, d'より一廻り大きい 図1-1-16 放熱器廻りの配管										
460	枠内「積算基準等資料」の上から8行目	・給湯 耐熱性硬質塩化ビニル管 (HTVP)	・給湯 耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管 (HTVP)										
467	表1-1-15 継手率の表 下から11行目と12行目	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">150A以下</td> <td style="text-align: center;">45</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">25</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">32A以上</td> <td style="text-align: center;">80</td> <td style="text-align: center;">110</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td></td> </tr> </table>	150A以下	45	60	30	25	32A以上	80	110	—		〔左記の2行を削除し、上へ詰めてください。〕
150A以下	45	60	30	25									
32A以上	80	110	—										
468	表1-1-16「コーティング鋼管」の欄「MD」の「支持金物」		15										

507	本文 上から3行目	～排気筒、機器類及び弁類は標準歩掛りを適用する。	～排気筒、機器類及び弁類の保温工事は標準歩掛りを適用する。
512	本文 上から4行目	本書「Ⅳ 第1章 2単価及び価格の算定 (3) 補正単価の補正」	本書「Ⅳ 第1章 2単価及び価格の算定」
522	本文 上から1行目	③ 算定式	iii) 算定式
526	表1-1-49 標題の下(2行目)	保温する機器等：冷水タンク 保温材料：ポリスチレンフォーム	保温する機器等：冷水タンク 保温材料：ロックウール
530	表1-1-51-3「摘要」欄	機械室・書庫・倉庫・トレンチ	機械室・書庫・倉庫
〃	表1-1-51-3「備考」	表1-1-70-2	表1-1-51-2
〃	表1-1-51-3「備考」	表1-1-70-3	表1-1-51-1
535	本文 上から4行目	2) 配管付属品における数量	2) 塗装及び防錆工事における数量
539	表1-1-57「配管工」の欄「金額」	1,179	1,179.90
560	表を除き、本文 下から2行目	～その率は「土工」の12～20%とする。	～その率は「土工」の12～20%とする。 なお、「足掛け」及び「運搬機械運転」は、表3-1-3 機械設備工事を適用し、足掛けは「労務費+材料費(足掛け)」に対する率で表し、「枿」の10～18%、運搬機械運転は、「労務費+雑材料(燃料)」に対する率で表し、「機器搬入」の10～20%とする。
583	本文 下から1行目	ii) 除水口の取り付け労務費～による。	ii) 除水口の取り付け労務費～による。 iii) 「その他」は労務費に対する率で表し、その率は「配管付属品」の10～18%とする。
584	「地下オイルタンク付属品」の表見出し中「適用」	適用	摘要
〃	「地下オイルタンク付属品」の表中「地下オイルタンク付属品(TO)」の欄「摘要」	1,000リットル	10,000リットル
〃	「地下オイルタンク付属品」の表中「地下オイルタンク付属品(TO)」の欄「摘要」の「12,000～15,000リットルの注油口」	65Aの項目「-」と80Aの項目「1」	65Aの項目「1」と80Aの項目「-」
〃	「地下オイルタンク付属品」の表中「地下オイルタンク付属品(TO)」の欄「摘要」の「12,000～15,000リットルの吸油逆止弁」	32Aの項目「-」と40Aの項目「1」	32Aの項目「1」と40Aの項目「-」
605	表1-2-14「市場単価適用品」の項目の最下段	・キャップ	・ベントキャップ
628	本文 上から2行目	「その他」は「ダクト工事」を適用し、～	「その他」は「ダクト付属品」を適用し、
633	表1-2-24「名称」の欄「線状吹出し口ボックス」の「規格仕様」	$L \leq 450$ $450 < L \leq 750$	$H \leq 450$ $450 < H \leq 750$
642	表1-2-32「鋼材防錆塗装」の欄「塗装」の「備考」	⑧ (0.37㎡×0.03人/㎡=0.11人)	⑧ (0.37㎡×0.03人/㎡=0.011人)
660	本文 下から2行目	③ 化粧柵は、～とし、大きさは特記によるが一般には450mm～	③ 化粧柵は、～とし、大きさは設計図書の特記によるが一般には450mm～

665	本文 下から2行目	本書「Ⅳ 第1章 2市場単価及び価格の算定」における～	本書「Ⅳ 第1章 2単価及び価格の算定」における～
670	表を除き、本文 下から5行目	ii) 水抜栓、不凍水栓柱、弁きょう、 量水器柵、弁柵など～	ii) 水抜栓、不凍水栓柱、弁きょう、 量水器きょうなど～
〃	表を除き、本文 下から2行目	iii) 「その他」は、労務費に～とする。	iii) 「その他」は、労務費に～とする。 なお、弁きょう、量水器きょうは、 「柵」の10～18%とする。
685	表1-4-10 「コンクリート」の欄「備考」	⑤生コン人力打設	⑤生コン人力打設 (参)
692	本文 下から4行目	⑧「その他」は、労務費に～とする。	⑧「その他」は、労務費に～とする。 なお、屋外消火栓弁、送水口、採水口、 テスト弁及び放水口は「配管付属品」 の10～18%とする。
731	表2-5-1「配管工」の欄「備考」	①新設歩掛 $0.208 \times 0.4 = 0.832$	①新設歩掛 $0.208 \times 0.4 = 0.832$
753	参考表2-1-4「給水管」の欄	$a \cdot (\text{イ}) \cdot \text{VII}$	$a1 \cdot (\text{イ}) \cdot \text{VII}$
756	本文 下から1行目	付属品の歩掛りを次に示す。	付属品の参考歩掛りを次に示す。
773	本文 下から2行目	②「その他」は、労務費に～歩掛りを次に示す。	②「その他」は、労務費に～歩掛りを次に示す。 なお、スプリンクラーヘッド、同上用 保護網、末端試験弁及びスプリンクラー 用送水口は、「配管付属品」の 10～18%とする。